

2019年12月12日

弁護士 宮崎 真

収容送還に関する論点整理メモ（第4回）

- 1 収容長期化という強制的手段の強化で餓死者が出る状況にありながら、さらに強制的手段強化の議論をするべきではなく、自主的な帰国、在留、再上陸の各観点で議論を深めるべきである。
- 2 諸外国の状況や日本国内の状況等情報提供が直前であったため検討が困難であり、資料を十分検討した上で議論できるの如果不是ければ、専門部会の委員の責任を果たし得ない。
- 3 被収容者のプライバシー、医療、ケアなどの取組みは、現状の収容の改善という観点ではなく、円滑な送還という収容の目的、国際条約等に示されている非拘禁の原則、通信や監視手段の進歩等を踏まえ、収容の必要性や生活の制限の範囲を再検討すべきである。
- 4 難民申請者に対する送還禁止効制限の検討は、難民申請手続の迅速化や適正化、そして難民認定基準の検証を行ってからなすべきであり、この点は従前の難民に関する専門部会などの審議で議論がされるべきである。
- 5 事件処理の促進化の議論は、送還を望まない理由、すなわち子や家族関係、難民や人道上の配慮、日本への定着性、技能実習制度、留学制度等を各分野の実情を踏まえた基準の構築をした上で、被退去強制令書発付者の予測可能性を高めるため、基準の明確化、透明化を図るべきである。

第1 被収容者のプライバシーの確保や被収容者に対する医療、被収容者の心情把握・ケアに関する取組等の被収容者の処遇

1 被収容者の収容の場合の身柄拘束の緩和

逃走防止の目的（仮にその他の目的があるとしても）、身柄の拘束は必要最小限にすべきであり（拷問禁止条約、自由権規約、国連移住グローバルコンパクト等）、施設外へ出ることができる解放処遇（一時執行停止、外出、外泊等）の可能性を検討すべきである。

入管の収容者と精神保健の対象者とは全く性質を異にするが、身柄の拘束という点で共通するので例にとるが、精神保健にかかる措置入院等では一般の入院患者と同様の開放病棟が存在しており、外出や外泊も許可している。

入管の収容者においても、医療やパスポート発給のための領事館等への

訪問、裁判への出席などの必要性も高く、家族との交流などの観点からも有益である。

1968年に大村入国管理センターにおいて仕切りガラスのない面会室から収容者が子どもの病気治療を求めて逃走した例があるとのことであるが、限られた例をもって広範な人権を制約するべきではない。

身柄拘束について応報や教育の意味を持つ受刑者でも自傷他害のおそれのある精神保健対象者でもない、入管収容者を、完全な閉鎖処遇をする必要があるかを、再度検討すべきである。

また、長期の被収容者のほとんどが服薬をし（東日本センターでほとんど、大村センターで80%近く）、また施設内での暴力などを含めた平穏を害する状況を見る限り、強制力で制する方法は限界を超えている。

常勤医師の確保の困難性や聞き及んでいる入管職員の離職率の高さから見ても、強制力による制約の限界を裏付けるものである。

2 被収容者のプライバシーの確保

現在の被収容者は、昼間の限られた時間のみ大部屋から出ることができ、その他の時間は大部屋で過ごす状態である。

大部屋では、トイレも目隠しはあるものの同室内にあり、国会で問題になったように職員から直接見ることができる部屋も存在している。さらに、監視カメラは職員だけではなく、請負の外注業者が監視に当たっていることもある。

そして、夜であっても、保安目的からカーテン等の目隠しもない。唯一1人になれる場所は、シャワーの時のみである。

そのような場所は、「拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い」（自由権条約7条、拷問禁止条約16条1項、国連移住グローバルコンパクト目的13c等）に該当するものである。

このような場所で、本邦が、月単位、年単位で「生活」させている状況にある。

ほとんどの収容者については在留を求めている状態にあつて、逃走の可能性はないため逐時の監視をする必要はなく、被収容者の品位を保てるプライバシーを確保できる場所を提供することは必要不可欠である。

3 被収容者の医療

入管の実質的な長期収容施設としては、東日本、大村、東京、名古屋、大阪の5か所である。

まず第1点としては、常勤医師を含めて医師を確保することは極めて困難で、これまでも十分な医師を確保できたことはない。収容に必要な最低限度の治療を行っていて医師の意欲をそぐものであること、その医療内容

が医師の技量の向上につながらないこと等様々な理由が想定されるが、これまでの実績を見ても、十分な医師を確保することはできないことを前提に議論をすべきである。

第2点として、収容施設内での被収容者の受診率が一般社会に比較して、高すぎて異常である。投薬率でみると、東日本センターで90%台半ば、大村センターでも80%弱である。これに対して、6か月以下の収容者しかいない横浜支局が10%台である。このように、投薬について収容長期化の影響は明らかである。そして、このような服薬状況が異常であることは火を見るより明らかであり、服薬の基礎には医師の診断があるから多数の医師を確保しない限り医療はいきわたらない。実際に受診までの相当日数を要している。

第3点として、外部に医療に出る際に、2名ないし3名の職員の付き添いを要するとすれば、非常に多くの職員数を確保しなければならないことになる。外部診療についても、職員の付き添いが不要な体制を検討する必要がある。

これらの点から見て、総合的に医療の問題を検討すべきである。

4 被収容者の心情把握・ケアに関する取組

収容者のハンストや暴力が急速に増加傾向にある。その要因は、時期や内容、施設など具体的分析を要するところであるが、1つの要因として収容施設内の被収容者の状況の悪化は仮放免を厳格化して無期限の長期収容という方法をとるようになったためである。

① 収容の長期化の回避との取り組み

数年前までは、収容の上限が定められていない中でも1年を超える長期は非常に限定されていた結果、施設内の秩序が維持されていた可能性が高い。(収容者から聴取すると、過去には職員から半年ないし1年での仮放免という説明がなされていたと述べる者もいる。)

② 収容中における意思疎通の確保

再審情願、仮放免、難民申請等に関して、時間をかけることで根負けして出国の意思を固めさせる状況を作るのではなく、きちんと被収容者の意見を聞き、他方で入管や弁護士等手続にかかわる者から、状況の説明に心掛けるべきである。これについては、専門性も要求されるものであることに鑑み、直接の面談やネットを使用した面談などの複数の選択肢について検討すべきである。

③ 収容中の時間の有効活用

収容者は、施設内では、何もすることがない状態になっている。ある程度の期間の収容が継続するのであれば、職業訓練や勉強や運動などの施設の更なる完備を検討すべきである。

④ 外部情報への接触（パソコン使用やインターネット電話の活用）

外部への情報の接触は、帰国や裁判、難民手続の促進における情報の取得にとって有益であり、先に述べた外出だけではなく、インターネット接続可能なパソコン設置やインターネット電話の利用を検討すべきである。

インターネット電話などを利用すれば、本国の家族や知人との連絡が取れる可能性があり、帰国可能かあるいは帰国後の危険性の程度などの情報も入手可能性がある。

⑤ キッチンの整備

現在は作った弁当を食事として配給しているが、収容期間が長いことに鑑みれば、食材を提供して、キッチンでの食材の料理を認めるなどの方法も検討されるべきである。

5 家族との関係の重視

被収容者の家族との面会や接触は、被収容者本人のみならず、家族にとっても重要であることから、それに十分配慮される体制が構築されるべきである。

先に述べたが一時外出の許可やインターネット電話などの手段の活用もあり得るところである。

いわゆる送還忌避者の帰国を拒む理由として、家族との関係維持などが挙げられているところである。

収容、仮放免、在特、上陸特別許可のいずれの側面からも、家族関係の要素を含めた運用の弾力化が求められる。

6 裁判を受ける権利及び難民申請手続を尊重すること

入管の収容者へ面会に赴くためには、収容施設が全国に限られているため（長期収容施設は、茨城県牛久市、長崎県大村市、東京、名古屋、大阪）、時間的にも経済的にも大きな負担が生じることになる。

しかも、面会室の数は限られており、待ち時間等も長くなりがちで、裁判の打合せや難民申請の打合せを阻害している。

弁護士受任ケースでは、資料も見ながら打ち合わせるべきもので、事務所での打合せが原則であり、裁判においては本人の出頭の下で行われるべきである。

行政訴訟以外の家事事件の離婚等の場面では本人出頭が不可欠であり（身分行為は代理に馴染まないものと解されている）、そうでなくても事実を体験した本人に直接確認ができるという意味で重要である。

収容中においてもその配慮が求められ、さらに放免・仮放免の場面においても、重要な要素の1つとされるべきである。

第2 送還を促進するための措置の在り方（送還が困難な者に対処するための措置）

1 退去強制令書の発付を受けた者に対する自主的な出国を促すために考えられる運用上又は法整備上の措置（4 その他送還を促進し、又は送還が困難な者に適切に対処するための措置を含む）

現状は、退去強制令書の発付を受けた者に対して、動静監視の強化や収容の無期限化によって、ハンストや餓死死亡事案が多数発生している状態である。

これについて、送還困難国は、入管の交渉の結果、イランを除き、解消してきているとのことである。

送還を拒否する場合には、強制的に飛行機に乗せることは極めて困難な状態であり、過去に死亡事案も発生している。

したがって、自主的な出国を促す運用上又は法整備上の措置をとる必要がある。

運用上又は法整備上の措置を考えるにあたっては、いわゆる送還忌避者の送還を拒否する理由に分けて、手段を考える必要がある。

① 子どもに関連する家族事案

子どもの権利条約等に鑑み、極力救済すべきで、教育の継続を前提とした制度設計をとるべきである。

同居、別居を問わず、子どもが親と接触が可能な制度設計にするべきである。平成8年7月30日付法務省入国管理局長通達（法務省管理第2565号「日本人の実子を養育する外国人親の取扱いについて（通達）」（通称「730通達」）は親権及び扶養実績を要件としているが、親との接触を確保するという観点から見ると狭すぎる。事実上「退去強制＝親子の永遠の別離」となれば、送還に対して、強く反発する。

また、外国人親の場合でも、自己を犠牲にしても、子どもの将来のために送還に強く反発する事案も見受けられる。

在留特別許可、上陸特別許可に関して、親子の別離が最小限になるようにした上で、予測可能性がある基準を明示すべきである。

② 婚姻に関連する家族事案

従来、婚姻事案について、日本人、特別永住者、永住者、定住者等配偶者について在留特別許可が活用されてきた。この点、在留特別許可について、在留の継続を許さない厳格化傾向が強まっている。

一方、一定の事案については、日本にいる間に在留資格認定証明書交付申請を認め、1年後に入国を認める運用がなされているが、その範囲は限定されている。

婚姻事案については、在留特別許可や上陸拒否の特例による再上陸を柔軟に運用し、夫婦が別々に生活すること、子育てに支障が出ること、適齢期に子どもを持てない状態を創出することになることも十分勘案材料にすべきである。

③ 難民に関連する事案

難民基準の見直しは従前から繰り返し提言されてきていることである。また、司法手続を選択するためには、費用面を含めて、ハードルが高い状況にある。

難民の審査基準及び裁判手続の活用を検討されることなく、複数回申請における難民手続の送還禁止効力の制限をすることは妥当性に欠ける。

④ 長期滞在に関連する事案

現在長期滞在について、在留特別許可に係るガイドラインの積極要素として、「当該外国人が、本邦での滞在期間が長期間に及び、本邦への定着性が認められること」が挙げられ、退去方向で検討する例に、「当該外国人が、本邦で20年以上在住し定着性が認められるものの、不法就労助長罪、集団密航に係る罪、旅券等の不正受交付等の罪等で刑に処せられるなど、出入国管理行政の根幹にかかわる違反又は反社会性の高い違反をしていること」が記載されている。

この状況から、20年が1つの基準をなしているように読めるが、形式的に20年以上の居住がなければ保護の余地なしと解すべきではなく、永住基準が原則10年であることからより短い期間でも足り、また居住の定着性の判断にはその他のさらに実体的な要素で判断がされるべきである。

滞在期間が長期に及び、本邦への定着性が認められる場合、あるいは本国での生活基盤を失っている場合については、何らかの保護基準を明確化すべきである。

⑤ 技能実習、留学等の制度に基づく事案

技能実習制度や留学制度の問題は従前から見られるところで、問題が改善したという状況にない。

こうした状況の下で、在留資格を失った者に対する保護や再チャレンジなどの方策を検討すべきである。

また、給与の未払の回収ができないために、出国を思いとどまるケースがあるのであるとすれば、回収を容易にする仕組みを構築し、さらに倒産における労働者福祉事業団の立替金制度のような制度を検討すべきである。

なお、既に長期間退去強制されないできた事案には、日本への定着性、家族の形成等の考慮すべき要素があり、こうした要素のない事案とはと、今後退去強制令書が発布された事案とでは、別異に考える余地があり、少なくとも現状の長期事案については、速やかに問題を解消すべきである。

2 退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設

退去強制令書に従わない場合について、本邦から退去しない行為がどのような理由に基づくのかという収容者及び仮放免者からの直接の面接調査も、アンケート調査もなされておらず、事例分析も不十分である。対象者について、執行者である入管が「送還忌避」と判断したという情報しかない。このような状態では議論は不可能である。

それを置いても、野口委員が指摘するように、執行罰については、実質的に他の行政法規において規定はない。新たな種類の罰則規定を議論するのであれば、慎重な議論を要するところである。

また、高宅委員も指摘するとおり、現行法規では退去強制は国費送還を原則とし、自費出国を例外と位置付けているところ、自主的に退去しない行為に対する罰則の創設は、退去強制令書発付に加えてのほかの命令等の制度設計がなければ、導入することは不可能である。

本専門委員会は日程的に限定されており、こうした議論を深めるだけの時間はない。この点から見て、本罰則の創設については、本専門部会の論点からは外すべきである。

3 庇護を要する者を適切に保護しつつ、送還の回避を目的とする濫用・誤用的な難民申請に対処するための運用上又は法整備上の措置

これについては、難民に関する専門部会での議論やモニタリングがなされているところで、複数回申請や退去強制令書発付後申請などの簡単な基準建ての上で議論を進めるべきではない。

これまでの改善に関する議論を見る限り、下記のような点が指摘できる。

○ 難民認定制度の改善の措置との関係

- ・ 2014年の難民に関する専門部会（以下「難民専門部会」という。）では、「誤解又は悪用による難民申請を抑制する仕組み」の検討が提言される一方、以下のような難民認定制度を改善するための項目の提言がされたが、限定的な実施にとどまっている（認定NPO法人難民支援協会の別紙1参照）

- ① 保護対象の明確化による的確な庇護
- ② 手続きの明確化を通じた適正・迅速な難民認定
- ③ 難民判断の明確化を通じた専門性の向上

④ 難民認定実務に携わる者の専門性の向上

- 「濫用・誤用的な難民申請」に対処する措置を検討するに当たっては、難民認定制度を改善のための措置を実現して真の難民がもれなく保護される制度的な保障をすることと同時に、このような措置の導入の是非が論じられるべき（日弁連「難民認定制度の見直しの方向性に関する専門部会報告に対する意見書」（2015年3月29日））
- 2019年11月11日に配布された川村真理教授の提言では、前記の項目のうち、(1)運用上の措置として、①保護対象の明確化・インタビュー・通知書・決定書の質の向上、(2)法整備上の措置として、①保護対象の明記が提案されているが、これらには賛成。加えて、適正手続の保障や審査の質の向上といった難民認定制度の課題についての議論を行うために、難民専門部会を再度設置すべき

○ 日本における複数回申請・退令発付後の申請の状況

- ・ 日本で複数回申請が多い難民申請者の国籍として、イラン・スリランカ・トルコ・ナイジェリア・ミャンマーが挙げられているが、各国における2018年の庇護の状況は以下のとおりであるのに対し、日本ではイランで3人が難民認定されたのみ
- 前記のような国籍の難民申請者で日本での複数回申請が多い背景としては、日本における庇護の状況が各国と比べて厳しいことが背景にあり（全国難民弁護団連絡会議の別紙3参照）、複数回申請であることをもって濫用・誤用的な難民申請とはいえない

○ 複数回申請・退令発付後の難民認定・人道配慮の状況

- ・ 2010年～2018年の難民認定・人道配慮の状況は以下のとおり（認定NPO法人難民支援協会の別紙4参照）
- ① 直近8年間に難民認定された212人のうち、複数回申請による者は19人（約9%）・退令発付後に認定された者は43人（約20.3%）
 - ② 直近8年間に人道配慮を理由に在留を認められた1245人のうち、複数回申請による者は384人（約30.8%）・退令発付後に認められた者は516人（約41.4%）
- 日本でも相当程度の者が複数回申請・退令発付後に難民として認定・人道配慮を理由に在留を認められていることからすれば、複数回申請・退令発付後の申請を送還停止効の例外の対象とすることは、ノン・ルフールマン原則に反する送還のおそれを著しく高める（認定NPO法人難民支援協会の別紙5参照）

○ 「誤用・濫用的な難民申請」に対する現行の対応

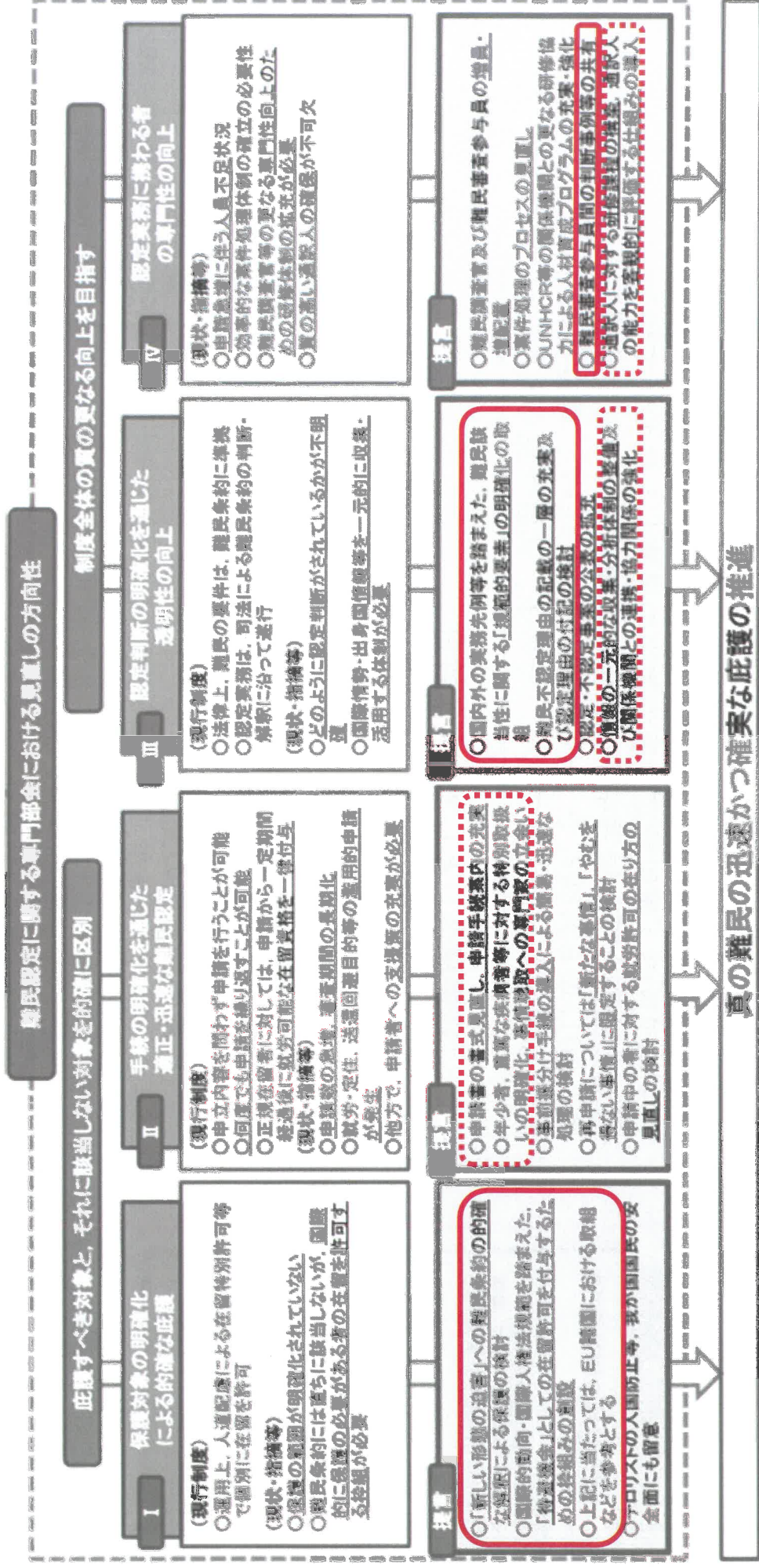
- ・ 難民専門部会で「誤解又は悪用による難民申請を抑制する仕組み」の検討が提言されたことを受け、2015年9月から就労制限・在留制限が行われるようになり、2018年1月から「更なる運用の見直し」によって就労制限・在留制限が強化された結果、2018年の難民申請者数は1万493人と大幅に減少
 - 送還停止効がノン・ルフールマン原則を担保するために設けられたものであることからすれば、「誤用・濫用的な難民申請」に対処する措置として、前記の就労制限・在留制限に加えて送還停止効の例外を設けることには慎重であるべき
 - なお、「更なる運用の見直し」においては、B案件・C案件の範囲が拡大されており、「誤用・濫用的な難民申請」とは必ずしも言い難い場合まで含まれていることに留意されるべき
- 迅速処理の加速化・収容施設内の超迅速処理の導入の検討
- ・ 前記の川村教授の提言では、B案件・C案件の迅速処理の加速化とともに、収容施設内の申請処理期間が相当に長期に及んでいることが問題であるとして、超迅速処理の導入を提案
 - 収容施設内の申請処理期間が相当に長期に及んでおり、迅速に処理する必要があることには賛成する一方、「更なる運用の見直し」におけるB案件・C案件の範囲が広範であることに留意すべき
 - 迅速に処理を行う一方、B案件・C案件の範囲を検討するとともに、B案件・C案件の対象となった難民申請者に対し、適正手続を保障するとともに、不服申立ての機会を確保すべき
- 申請の許容性審査の導入の検討
- ・ 前記の川村教授の提言では、許容性審査の導入が提案されており、不許容の要件として、難民・補完的保護・人道配慮の在留許可・送還不能のいずれかに該当すると主張する新たな事情がない場合を提案
 - 申請の許容性審査の導入に必ずしも反対するものではないが、前記の日本における状況に鑑みれば、不許容となった難民申請者に対し、適正手続を保障するとともに、不服申立ての機会を確保すべき

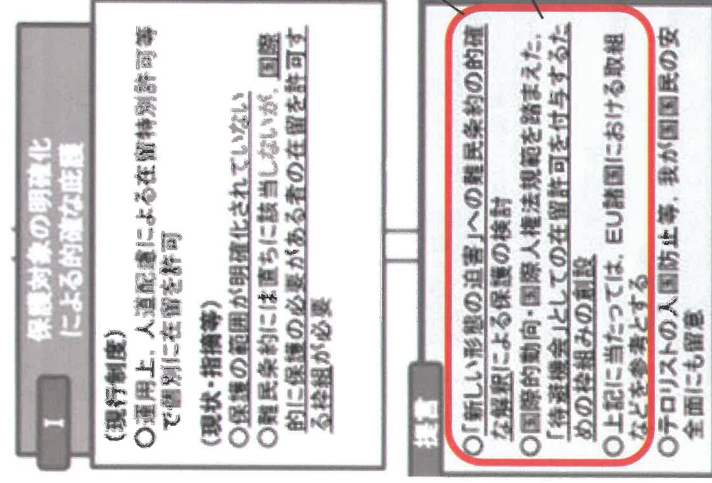
第6次出入国管理政策懇談会の下に設置された難民認定制度に関する専門部会が2014年12月に公表した

別紙 1

難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告） 概要

のうち、**赤枠（実線）**の項目は実施されておらず、**赤枠（点線）**の項目は限定的な実施にとどまっている





新しい形態の迫害：

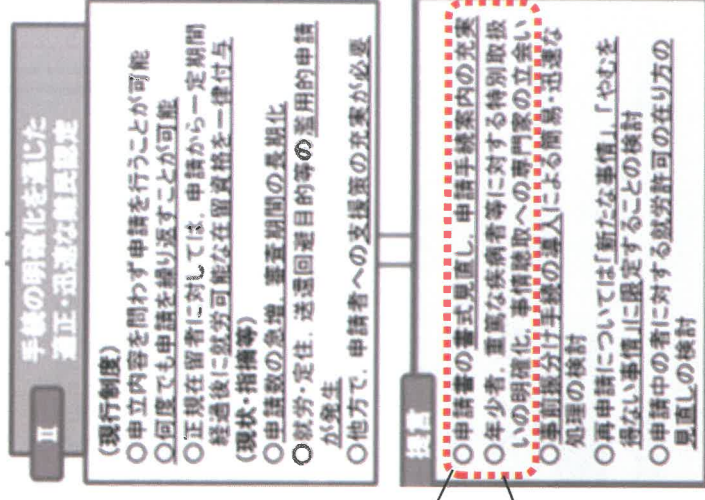
2015年9月の「難民認定制度の運用の見直し」において参加員から法務大臣に提言をする仕組みを構築するとしていたが、2017年6月時点で「仕組みの内容について、現在においても検討中」とされており、その後、進展が見られない

「待避機会」としての在留許可：

2019年12月現在、導入されていない

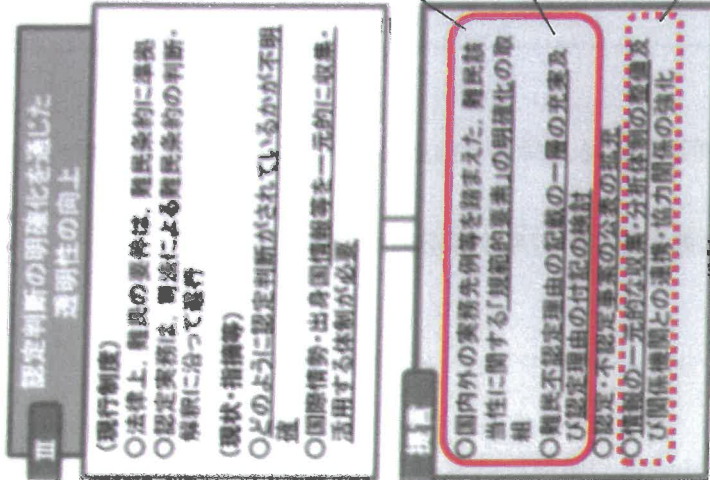
申請手続案内の充実：

2019年12月現在、実施されていない



事情聴取への専門家の立会い：

2017年3月より試行されているが（2017年3月31日付け難民認定室長通知「親を伴わない年少者等に対して面接による事情聴取を行う際の立会いの試行について」）実績が少ない。本人確認が必須であること等が原因か？



「規範的要素」の明確化：

2019年12月現在、実施されていない

不認定理由の記載の充実及び認定理由の付記：

申請者本人が受け取る通知書において、理由の記載の充実は見られない。法務省が発表している「難民と認定した事例及びその判断のポイント」や「難民と認定しなかった事例及びその判断のポイント」の充実は見られるが、当事者にとつての「明確化」や「透明性の向上」には資さない

情報の一元的な収集・分析：

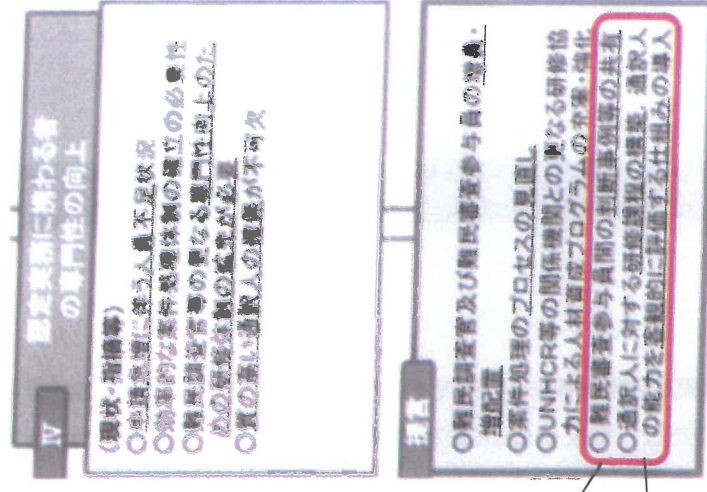
2017年5月より出身国情報担当官1名が指名されている（第8回「第7次出入国管理政策懇談会」議事録より／2018年には3名？）が、難民申請者の出身国が一次審査で74か国に渡っていることを考えると（2018年）十分な体制が整っているとはいえない

参与員間の判断事例の共有：

2019年12月現在、実施されていない

通訳人に対する研修・評価：

2019年12月現在、導入されていない



2019年12月9日
認定NPO法人難民支援協会作成

難民認定申請者に対する面接の実施方法について

2019 年 12 月 難民研究フォーラム

<https://refugeestudies.jp/>

難民認定申請を行った者に対する面接においてどのような取り組みが行われているか、下記二点に注目して各国制度比較を行う。両者とも難民申請者に対する適正手続の保障に大きくかわる点であり、難民認定手続が行政手続法の適用除外とされている日本の現状において、必要と思われる取り組みである。

1. 面接において、弁護士の同伴は認められているか

2. 面接の様子は録音または録画されるか

【調査方法】

インターネット資料による調査を 2019 年 8 月から 9 月にかけて実施。参考文献は【調査結果詳細】に記載。

【調査結果概要】

	1. 弁護士同伴の可否	2. 録音・録画の有無
Australia	○	○
Canada	○	○
France	○	○
Germany	○	○
Japan	×	×
New Zealand	○	○
Republic of Korea	○	○
United Kingdom	○	○
United States of America	○	×

【調査結果詳細】

AUSTRALIA

1. 弁護士の同伴: 家族や migration agent の同伴が可能。友人や親族といった support person を同伴する場合は、事前の申請が必要。
2. 録音・録画: 面接の様子は、通常、全て録音される。面接の冒頭に、申請者にその可否が問われる。

- Australian Government Department of Home Affairs, Safe Haven Enterprise visa, <https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing/safe-haven-enterprise-790#HowTo>, Accessed 2019.8.5

CANADA

弁護士の同伴が可能で、面接の様子は全て録音される。

- Your Refugee Hearing, What to expect in the hearing room, <https://refugeehearing.cleo.on.ca/hearing-room/>, Accessed 2019.9.3.

FRANCE

1. 弁護士の同伴: 弁護士もしくは OFPRA (難民・無国籍者保護局) によって認められた NGO 職員を同伴させることができる。
2. 録音・録画: 面接の様子は全て録音され、不認定の場合や異議申し立てを行う際に本人が聞くこともできる。
 - aida, Regular Procedure, <https://www.asylumineurope.org/reports/country/france/asylum-procedure/procedures/regular-procedure>, Accessed 2018.9.18.

GERMANY

1. 弁護士の同伴: 弁護士または UNHCR からの代理人を同伴させることができる。未成年の場合は後見人 (guardian) の同伴も可能。また、「信頼のおける人 (person of trust)」として庇護法の専門家と一緒にインタビューの準備をした人を同伴させることもできる。ただし、家族が同じく庇護申請をしている場合は、「信頼のおける人」として同伴させることができない。
2. 録音・録画: 面接の様子がすべて録音される。その録音から発言内容をすべて書き起こし、インタビューの調書が作成される。
 - Federal Office for Migration and Refugees, The stages of the Germany asylum procedure, https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/EN/AsylFluechtlingsschutz/Asylverfahren/das-deutsche-asylverfahren.pdf?__blob=publicationFile&v=11, Accessed 2018.9.18.
 - Informationsverbund, Asyl&Migration, The Interview: a key part of the asylum procedure, 4th edition, 2016.12, https://aktiv.fluechtlingsrat-bw.de/files/Aktiv-Dateien/Dokumente/Materialien%20Fortbildungen/Infoblatt_Asyl_2016_en.pdf, Accessed 2018.9.18.

JAPAN

1. 弁護士の同伴: 一次審査においては、認められていない。ただし、親を伴わない年少者など、脆弱性が高い者に限って弁護士やカウンセラーなどの立会いを認める運用が 2017 年より試行されている。

2. 録音・録画:認められていない。

- 平成 29 年 3 月 31 日付け法務省入国管理局総務課難民認定室長通知「親を伴わない年少者等に対して面接による事情聴取を行う際の立会いの試行について」

NEW ZEALAND

弁護士の同伴が可能で、面接の様子は全て録音される。

- New Zealand Immigration, Claiming Refugee and Protection Status in New Zealand, <https://www.immigration.govt.nz/documents/refugees/claimingrefugeeandprotectionstatusinnezealand.pdf>, Accessed 2019.9.3.

REPUBLIC OF KOREA

弁護士の同伴は可能。録音・録画も義務的に行われている。

- 難民人権センター「国内難民審査の現状(2018.12.31 基準)」
<https://nancen.org/1939?category=118980>、最終閲覧 2019 年 7 月 12 日。
- ヒューマンライツ大阪「韓国の難民政策のこれまでと前進への動き」国際人権ひろば No.93(2010 年 09 月発行号)、<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section3/2010/09/post-110.html>、最終閲覧 2019 年 7 月 12 日。

UNITED KINGDOM

弁護士の同伴または録音を行うことが認められている。弁護士が同伴する場合は、インタビューの最後にコメントをすることができる。また、申請者が子どもの時など、例外的にインタビュー中にコメントをすることができる場合がある。

- GOV.UK, Claim asylum in the UK, <https://www.gov.uk/claim-asylum/asylum-interview>, Accessed 2018.9.18.
- Home Office, Asylum Policy Instruction, Version 6.0, 2015.3.4,
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/410098/Asylum_Interviews_AI.pdf, Accessed 2018.9.18.

UNITED STATES OF AMERICA

弁護士の同伴は可能。面接の録音・録画は行われない

- NOLO, What Happens During an Asylum Interview, <https://www.nolo.com/legal-encyclopedia/what-happens-during-asylum-interview.html>, Accessed 2019.9.3. US
- U.S. Citizenship and Immigration Services, Questions & Answers: Asylum Interviews, <https://www.uscis.gov/archive/questions-answers-asylum-interviews>, Accessed 2019.9.3.

日本において難民認定申請数が多い10カ国に係る主要庇護国での庇護状況

日本で難民認定申請数が多い出身国についても、主要庇護国では相当数が庇護されている。特に、スリランカ、トルコ、パキスタン、バングラデシュに係る庇護状況は、主要庇護国に比べて日本での庇護数が不自然に少ない。

	日本					オーストラリア	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	米国
	1982～ 2005	2006～ 2010	2011～ 2015	2016～ 2018	2006年から2018 年までの合計						
ネパール	一次申請	10	173	4,176	4,615	8,964	1,936		750	324	12,380
	難民		0	2	0	一次 (難民勝訴後) 0	FI 109	NA 6	NA 37	FI 8	IN 3,688
	一次不認定				*	220	AR 111	JR 0	134	JR/AR 2	EO 2,958
	人道配慮		68	2,651	4,247	6,966	AR 111	RA 1	RA 24	RA 0	AR 363
	一次申請		0	6	6	12	1,353	285	743	243	2,131
ミャンマー	一次申請	709	3,015	2,481	2,268	7,764	895	1,146	1,232	96	2,499
	難民	117	172	41	1	一次 (難民勝訴後) 35	FI 573	NA 748	NA 88	FI 16	IN 1,135
	一次不認定	383	2,479	1,733	1,119	5,331	AR 118	JR 11	240	JR/AR 0	EO 650
	人道配慮	152	1,209	403	9	7,664	AR 118	RA 13	RA 26	RA 0	AR 15
	一次申請		24	473	7,167	7,664	188	145	1,037	12	401
フィリピン	一次申請					一次 (難民勝訴後) 0	FI 25	NA 7	NA *	FI 0	IN 102
	難民		0	0	0	0	AR 26	JR 2	JR/AR 0	JR/AR 0	EO 70
	一次不認定		21	161	5,232	5,414	506	RA 1	RA 0	RA 0	AR 7
	人道配慮		1	0	7	8	0	71	29	95	263
	一次申請	64	565	1,778	4,715	7,058	12,103	14	29,161	378	2,618
スリランカ	一次申請	0	1	3	0	一次 (難民勝訴後) 0	FI 4,743	NA 1,457	NA 5,536	NA 16	IN 435
	難民				*	5,780	AR 1,037	JR 69	JR/AR 5,529	JR/AR 3	EO 913
	一次不認定	59	352	1,304	1,929	3,585	AR 1,037	RA 116	RA 2,358	RA 0	AR 63
	人道配慮	4	7	22	14	43	6,919	2,777	29,329	211	544
	一次申請	654	601	3,086	2,901	6,588	0	508	787	23	
トルコ	一次申請					一次 (難民勝訴後) 0	1,427	38,754	22,927	4,178	3,939
	難民	0	0	0	0	0	FI 472	NA 8,037	NA 2,492	NA 665	IN 743
	一次不認定	629	455	1,987	2,332	4,774	AR 184	JR 214	JR/AR 2,607	JR/AR 32	EO 164
	人道配慮	23	12	14	15	41	466	RA 365	RA 1,455	RA 8	AR 0
	一次申請	198	13	908	4,715	5,636	0	20,392	25,036	2,127	238
ベトナム	一次申請					一次 (難民勝訴後) 0	3,887	10,051	100	202	715
	難民	59	0	0	0	0	FI 174	NA 47	NA 66	FI 2	IN 196
	一次不認定	139	7	451	4,490	4,948	AR 96	JR 1	JR/AR 21	JR/AR 0	EO 66
	人道配慮	104	0	1	0	1	2,941	RA 8	RA 4	RA 0	AR 0
	一次申請					一次 (難民勝訴後) 0	0	8,289	213	579	107
	一次申請					一次 (難民勝訴後) 0	0	71	6	63	

	日本						オーストラリア 2006～2018	イギリス 2006～2018	ドイツ 2006～2018	フランス 2006～2018	スウェーデン 2006～2018	米国 2006～2018
	1982～ 2005	2006～ 2010	2011～ 2015	2016～ 2018	2006年から2018 年までの合計							
インドネシア	一次申請		3	1,020	4,501	5,524	3,389	113	50	4	98	5,280
	難民		0	0	0	一次 (難民勝訴後) 異議	FI 266 347	FI 9 18	NA 2 JR 0 RA 0	NA * JR/AR 0 RA 0	FI 8 JR/AR 0 RA 0	IN 1,473 EO 1,304 AR 29
	一次不認定		0	203	4,537	4,740						1,832
	人道配慮		0	0	1							0
パキスタン	一次申請	417	250	1,215	1,478	2,943	9,424	39,994	44,990	17,124	2,877	7,001
	難民	3	0	0	1	* (難民勝訴後) 異議	FI 4,415 5,340	FI 5,268 8,003	NA 2,819 JR 1,750 RA 149	NA 632 JR/AR 803 RA 109	FI 351 JR/AR 61 RA 0	IN 2,101 EO 1,328 AR 157
	一次不認定	403	133	936	377	1,446	3,319	28,127	32,151	16,644	1,383	863
	人道配慮	67	2	17	15	34	0	694	693	198	83	
インド	一次申請	52	171	795	1,620	2,586	10,366	13,908	14,917	1,258	885	18,158
	難民	0	0	0	0	一次 (難民勝訴後) 異議	FI 237 485	FI 52 280	NA 101 JR 4 RA 5	NA 47 JR/AR 20 RA 18	FI 4 JR/AR 1 RA 0	IN 1,807 EO 4,676 AR 347
	一次不認定	52	77	498	528	1,103	5,287	8,411	12,591	882	505	3,293
	人道配慮	2	0	0	3	3	0	196	133	20	31	
バングラデシュ	一次申請	111	146	985	1,222	2,353	2,702	13,519	6,185	30,124	1,773	4,873
	難民	0	2	1	2	5 (難民勝訴後) 異議	FI 327 524	FI 445 1,159	NA 401 JR 34 RA 14	NA 1,512 JR/AR 4,069 RA 964	FI 128 JR/AR 32 RA 2	IN 990 EO 553 AR 172
	一次不認定	90	84	583	430	1,097	1,605	9,202	4,400	35,459	1,165	853
	人道配慮	13	12	13	6	31	0	556	175	342	86	

(注)

単位は「人」。

「*」は、1以上5未満の数値。

難民認定数と人道配慮数は、一次と不服審の合計。

数字(紺色太字)は、法務省発表又は国会等での政府回答を参照したもの。

数字(黒色斜字)は、UNHCR推計値または全難民による推計値。数値が不明のところは空白としている。

諸外国は、「人道配慮」ではなく「補完的保護」の数値。

参照：法務省入国管理局「難民認定行政：25年の軌跡」(2006年11月)

法務省報道発表資料(各年の難民認定者数等について)

法務省入国管理局「平成29年における難民認定数等について」(参議院議員系数慶子議員への回答)

令和元年5月29日付け石橋通宏議員質問主意書への政府回答[内閣参質198第64号](令和元年6月7日)

平成30年6月15日付け石橋通宏議員質問主意書への政府回答[内閣参質196第140号](平成30年6月26日)

平成29年6月15日付け石橋通宏議員質問主意書への政府回答[内閣参質193第146号](平成29年6月27日)

平成28年3月24日付け石橋通宏議員質問主意書への政府回答[内閣参質190第90号](平成28年4月1日)

UNHCRオンライン統計データベース

2019年12月10日

全国難民弁護団連絡会議作成

FI＝一次手続、AR＝不服審、RA＝再開、JR＝司法審、IN＝庇護手続、EO＝退去手続

別紙4：難民認定・人道配慮の状況（2010年～2018年）

難民認定者数	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	合計
	39	21	18	6	11	27	28	20	42	212
うち、再申請者	11			1	2	0	2	1	2	19
認定者に占める再申請者の割合	14%			17%	18%	0%	7%	5%	5%	9.0%
うち、過去に退去強制令書の 発付処分を受けたことのある者	11	8	9	2	2	3	2	1	5	43
認定者に占める退令発付者の割合	28%	38%	50%	33%	18%	11%	7%	5%	12%	20.3%

人道配慮数	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	合計
	363	248	112	151	110	79	97	45	40	1245
うち、再申請者	292					35	24	14	19	384
人道配慮に占める再申請者の割合	30%					44%	25%	31%	48%	30.8%
うち、過去に退去強制令書の 発付処分を受けたことのある者	106	97	48	77	62	45	38	24	19	516
人道配慮に占める退令発付者の割合	29%	39%	43%	51%	56%	57%	39%	53%	48%	41.4%

・難民認定者数、人道配慮数：法務省HPより

・再申請に関するデータ：質問主意書より（第189回国会 質問第233号、第190回国会 質問第90号、第193回国会 質問第146号）※2018年のデータは第3回専門部会資料より

・退去強制令書に関するデータ：移住連省庁交渉より ※2018年のデータは第3回専門部会資料より

2019年12月9日

認定NPO法人難民支援協会作成

日本の難民認定制度は厳しく、本来ならすぐにでも難民認定されるべき人が、何年もかけて、時には申請を繰り返して、限られた権利やセーフティネットの中で、認定されるのを待っている。2005 年から 2017 年の間に難民認定された 257 人の中には、退去強制令書が発付されていた 64 人が含まれていた。4 人に 1 人、決して少ない数ではない。下記で紹介する 3 ケースは、難民支援協会 (<https://www.refugee.or.jp/>) の活動レポートの抜粋であり、収容を経験したのちに難民認定を得ている。被収容者の実態を具体的に知ることができる。

【ポイント】

1. 空港で申請を行うことの難しさ

- ☆ ゾーンミントゥさんの場合：出身国での経験から、制服を着た人に警戒心を覚える人は多い。よって、日本の入管職員を信頼して、自分が難民であると言うことが難しく、退去強制手続きが始まって初めて庇護を求めるケースがあることが考えられる。

2. 難民認定申請とノン・フルマン原則の関係

- ☆ ブルクタウィットさんの場合：一回目の難民認定申請の結果が出た直後に送還されそうになったが、難民認定申請をすることにより防ぐことができた。再申請の全てが濫用的な目的であると考えることが誤りであることが分かる。なお、ブルクタウィットさんの勝訴を受けて入管は下記の通知を出し、審査の不備を認めている。

平成 23 年 3 月 7 日付け

法務省入国管理局総務課長・審判課長通知「難民認定手続における客観的情報の取扱いについて」

同処分を行った経緯を検討した結果、申請人の出身国において、政治的意見等を理由として、生命又は身体の自由の侵害又は抑圧があり、もって、迫害のおそれを生じさせ得る一般的な事実に係る「客観的情報」（国政選挙の結果を巡り、特定の野党指導者、支持者への身柄拘束等が報道されていたこと等）を、必ずしも難民該当性の判断の基礎となる事情とはしていなかった点が見受けられました。

- ☆ イベンジェさんの場合：再申請による難民認定。彼の場合は弁護士との出会いによって認定を得ることができたが、そのような出会いに恵まれる者ばかりではなく、認定されるべき人が認定されずに、申請を何度も繰り返す要因の一つとなっているのではないかと。

3. 収容がもたらす「第二の迫害」

- ☆ ブルクタウィットさんの場合：収容がもたらしたストレスによって、耳が聞こえなくなり、記憶障害にも襲われた。日本での収容が、彼女にとっての「第二の迫害」になったと言えるのではないかと。

4. 難民認定のその後

- ☆ ブルクタウィットさんは、現在、日本に帰化。大手衣料品店で働いている。イベンジェさんは、子どもを日本に呼び寄せることができています。

収容されている人や、仮放免者の中には、ここで紹介した 3 人のように、難民認定申請の前後で在留資格を失い、それでも迫害をおそれて母国に帰ることができない人があるということを忘れてはならない。そして、一度その者に対して難民不認定の決定がなされていても、それが正しい決定であったとは限らないのである。UNHCR は、難民は滞在国や UNHCR による難民認定の効力によって難民となるのではなく、その者が難民であるから難民と認定されるのです。言い換えれば、認定は宣言的な性質を持つのです と述べている（UNHCR「難民認定」<https://www.unhcr.org/jp/rsd> より）。「宣言的な性質」でしかない決定によって、収容や送還といった、その者の命や人生が左右される決定がなされることは、避けられなければならない。

闘いの半生—できることをやり続ける (ゾーミントウさん／ミャンマー出身／ロヒンギャ)

ビルマ名「ゾーミントウ」での出国

95年から民主化運動に参加。沈静化を図りたい政府は、中心メンバーたちの自宅を回り、次々と逮捕していった。捕まった友人の母親から「政府があなたの居場所を聞いて回っている」と連絡が入り、郊外で3か月間潜伏。いつまでも隠れられないと危険を感じ、ブローカーを通じて出国を手配した。



「ゾーミントウ」は本名ではない。政府が捜索中のリストに名前が入っていた上、ロヒンギャと分かるイスラム名では空港で止められるため、ビルマ名も登録し、そのパスポートを使って来日した。今でもイスラム名を名乗ることはないという。ブローカーが手配したのは商用ビザ。しかし、学生に見えたためか、成田空港の入国審査で止められ、上陸拒否されてしまう。日本で難民申請できることは知っていたものの、母国への送還が怖く空港で申し出ることはためらわれた。

弁護士ワタナベと戦った4年間

空港の施設に留め置かれ、いつ送り返されるかと怯えていると、電話がかかってきていると呼び出された。

「弁護士のワタナベです」

数年前に日本へ逃れた叔父が、ミャンマーに残る叔母より彼の来日について聞き、到着の連絡がないため心配して渡邊彰悟弁護士に相談したという。電話越しにいくつか質問され、最後にこう聞かれた。「Are you a refugee?(あなたは難民ですか)」。入国管理局(以下、入管)の職員を前に答えていいのか。この弁護士は味方なのか。2回沈黙した。しかし、叔父の紹介は信じていいはずだ。3回目ようやく「Yes」と答えた。勇気のいる告白だった。

その後、難民申請書が用意され、入管職員を前にして書き進めた。軍事政権下のミャンマーでは、何も落ち度がなくとも、警察を見たら逃げるのが常識というほど政府関係者は警戒すべき存在だ。ゾーミントウさんは日本の事情が異なることを知らず、制服を着た人を心底恐れていたという。苛立つ職員の様子も相まって、すっかり気が動転してしまい、両親の名前も書き間違えてしまうほどだったと当時を振り返る。

まもなく茨城県牛久の収容所に移送され、早々に言い渡されたのは難民不認定の結果。異議申し立ての面接では、渡邊氏がある映像を証拠の一つとして持参していた。自身も参加した96年の大規模学生デモの様子がモニターに映し出された。目の前で友人たちを亡くした記憶がよみがえり、こらえきれずに号泣した。「この姿を見てまだ難民ではないと思いますか?」と渡邊氏は審査官に詰め寄った。

異議の結果を待つ間によりやく「仮放免」となり、収容所から解放された。来日して11ヶ月と5日。しかし、安心した矢先の通知は、またしても不認定(異議申立の棄却)。最後の可能性にかけて裁判を起こした。いよいよ判決がでる2週間前に入管から届いた一通の手紙には、不認定を取り消す旨があっさりと書かれていた。裁判に費やした労力を思うと釈然としない認定だ。「勝訴という結果が残ることを恐れての決定としか思えなかった。嬉しかったけれど、なぜ4年もかかったのだろうという思いは消えません」と話す。

(2016年6月18日掲載)

自由への道－エチオピアと日本の狭間で（ブルクタウィットさん／エチオピア出身）

「I'm a refugee（私は難民です）！」

2007年夏、命がけでたどり着いた成田空港。短期の滞在資格はあったが、エチオピアの公用語であるアムハラ語しか分からず、所持金が日本円にすると十分になかったため、入国を拒否され、その場で收容されてしまった。難民申請をしたものの、数日後に再び空港へ連れて行かれ、エチオピアに送還されようとしていることに気付く。「I'm a refugee（私は難民です）！」ブルクタウィットさんは空港のカウンター前で泣き叫び、力の限り抵抗したという。送還は中止になり收容施設に戻された。逃げるために日本にきたのに、なぜ捕まっているのだろう…。混乱の中で毎日泣き、再び空港に連行される恐怖で一晩も眠れなかったという。



彼女はそのまま成田の入国管理施設で1ヶ月半過ごし、茨城県牛久へ移送された。JR牛久駅からバスで25分、林道を進んだところにある東日本入国管理センターには、在留資格がなく、母国への送還を待つ外国人が收容されている。迫害を受けるおそれのある難民を母国に送還してはならないという難民条約の原則により、難民は難民申請の結果が出るまで送還の対象とならない。しかし、收容所を出るために必要な保証人・保証金の用意が難しいことから、1年以上に渡って收容されることも少なくない。来日してから「外」に出たことがないブルクタウィットさんは日本に何のネットワークもなく、保証人や保証金の手配は当然困難だった。收容所で出会った、ミャンマーやスリランカ出身の難民たちと励まし合いながら、外へ助けを求め続けた。

来日から1年。初めての「外」

1年後にようやく收容施設を出られる仮放免許可がおりた。半年ほど外で暮らし、そろそろ難民申請の結果が出る頃だった。仮放免許可の更新のため入管に出向いたところ、その場で難民「不認定」の結果を言い渡され、あつけなく收容されてしまった。過度のストレスで耳が聞こえなくなり、記憶障害にも襲われたという。すぐに送還の準備が進み、成田に移送されるまで追い込まれたが、再度の難民申請を急ぎ、間際で止めることができた。再申請もあつけなく不認定となったが、弁護士とともに裁判をたたかい、2010年10月に勝訴。難民として認定され、在留資格を得たのだった。来日から3年後のことだった。

「日本からエチオピアのために活動したい」

「認定されて変わったことは、強制送還の心配なく安心して暮らせることと仕事ができること」と話すブルクタウィットさん。といっても、それらがすぐに実現したわけではない。怯えて暮らした日々のトラウマは根強く、認定後も2年ほどはメンタルクリニックを受診した。難民認定からもうすぐ5年。4歳の娘とともに穏やかな日々を送れるようになったのはつい最近のことだ。働きながら、育児に勤しんでいる。先日、日本国籍への帰化を申請し、結果を待っているところだという。日本での地位をより安定させて、エチオピアの平和のために活動するためだそう。日本では空気のように当たり前にあり、ありがたみを忘れてしまいがちな自由や平和。それがない状況を経験し、声を上げてきたブルクタウィットさん。その過程で心身ともにぼろぼろになり、ようやく恩恵を享受できるようになったいま、それを社会のために活かしたいという意志は揺るぎない。

（2015年6月11日掲載、2019年12月2日訂正）

日本で「小さな希望」を得るまでーイベンジェさんの話（コンゴ民主共和国出身）

政府批判をきっかけに拘束、そして拷問

きっかけは、メディアのインタビューだった。「若者には仕事がなく、権力者たちが資源を独占し、汚職がはびこっている。」政府批判の発言をした日の夜、武装した警官 3 人が自宅のドアを蹴破って入ってきた。抵抗すると、後頭部を殴られ、気を失った。気がつくと、窓のない部屋にいたという。そして、激しい拷問がはじまった。そのとき死は、すぐそばにあった、と淡々と振り返る。勾留されていた施設には、イベンジェさんと同じ言葉話す看守がいた。部族ごとにそれぞれの言葉があるアフリカでは母語には重い意味があり、最終的に、看守がイベンジェさんを手引きすることになった。



数日後の夜中、ジープに乗せられ施設を出た。同じ言葉話す看守も一緒だった。道中、看守は「国を離れた方がいい。でないと殺される」と告げた。途中でジープを降ろされると、知人が車で迎えに来てくれていた。自由に出歩けないイベンジェさんの代わりに、知人がパスポートやビザの取得に奔走してくれた。旅行者のビザと航空券が用意された。行き先は日本。「当時、日本について知っていたのは第二次世界大戦のことぐらい。日本に来るとは想像もしなかった」

成田空港からウシクへ 長期の収容所生活

同じ年の秋、キンシャサから出国し、2 日かけて成田空港に着いた。入国管理局の係官に「難民申請をしたい」と伝えたところ、所持金をチェックされ、宿泊施設に連れて行かれた。ホテルの一室が用意されたが、施錠されたドアに触れると警報音が鳴った。数日後には、成田にある入管の施設に移送された。その後イベンジェさんは、茨城県牛久市にある法務省の収容施設「東日本入国管理センター」に送られた。被収容者の生活環境は過酷だ。「日本の政府は監獄ではないと言うが、外に出られないことには変わりはない」と言う。

ウシクを出ることができた時には、収容から 1 年以上たっていた。この時以降のイベンジェさんの立場は「仮放免」だ。イベンジェさんは当時の生活について、こう語っている。「ビザ（正確には「在留資格」）がもらえない間、自分は無価値だと感じていた。仕事もできず、親としての役目も果たせない」仮放免中は、1、2 ヶ月おきに入管に呼び出される。仮放免を更新するための聴取が目的だが、毎度「なぜ母国に帰れないのか」と同じ問いかけが繰り返される。先の見えない暮らしの中で、再び収容施設に送られることへの不安は常につきまとう。難民認定の再申請、異義申立てなどの手続きが延々と続き、さらに 4 年余りが過ぎた。

駒井弁護士との出会い

来日から 5 年が過ぎた夏、支援者を通じて駒井知会（こまい・ちえ）弁護士と出会った。難民の認定を得るには、イベンジェさんが難民であることについて、難民審査参与員を納得させることが必要だ。そのためには母国で拘束された当時の状況についても聴き取る必要があるが、あまりに激しい拷問を受けたため、イベンジェさんからなかなか言葉を引き出すことができない。駒井弁護士は面会を重ね、時間をかけて少しずつ関係を築いていった。東京入国管理局から難民認定が告げられたのは、7 年目の冬だった。「異義申立てに理由がある」。つまり、訴えが認められたということだ。イベンジェさんへの難民不認定処分が取り消されるまで、成田到着から数えて 2,600 日以上が経過している。

（2017 年 5 月 1 日掲載、2019 年 12 月 2 日訂正）

氏 名 _____

あなたは、既に退去強制令書が発付されており、速やかに本邦から出国しなければなりません。

あなたに対する退去強制令書の発付処分は確定しており、同処分が撤回される見込みはありません。

しかし、あなたが退去強制に応じ、速やかに出国するのであれば、あなたと現配偶者との婚姻関係が今後も継続されることを前提とした上で、出国前に在留資格認定証明書の交付申請を行い、本邦からの出国後おおむね1年が経過した時点で、この証明書の交付を受け、出入国管理及び難民認定法第5条の2の規定により、再び日本への入国が認められる可能性があります。

他方、このまま出入国管理及び難民認定法に違反している状態が続いたとしても、在留資格の付与を伴う在留許可が得られる見込みはないので、関係法令に従って速やかに出国することを求めます。

なお、在留資格認定証明書の交付の可否については、あなたが日本を出国した後、再度の入国が認められる時期（出国後おおむね1年が経過した時点）を勘案して、所要の審査を経た上で判断されることになります。

したがって、上記の説明は、在留資格認定証明書が交付されることをあらかじめ保証するものではありませんが、あなたと配偶者との現在の法律上及び実態上の婚姻関係が、今後も継続して維持され、経費支弁能力等、今回の退去強制により上陸拒否事由に該当することとなった点以外で問題がないことが提出資料等から認められる場合に、交付される見込みがあることをお伝えするものです。

年 月 日

東京入国管理局